

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(保有個人情報開示請求書)

第2条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）により行うものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第3条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）により、同条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長)

第4条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

（開示請求に係る事案の移送）

第5条 法第85条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第6号）により行うものとする。

2 法第85条第1項の規定による開示請求者への通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第7号）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続）

第6条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項用）（様式第8号）により、同条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項用）（様式第9号）により行うものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（様式第10号）によるものとする。

3 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（文書等の写しの交付方法）

第7条 法第87条第1項の規定による文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 当該文書若しくは図画を電子複写機により用紙に複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(2) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付（当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

（電磁的記録の開示方法）

第8条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取

(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

(開示の実施方法等の申出)

第9条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第12号）により行うものとする。

(写しの交付に要する費用の額等)

第10条 条例第3条に規定する写しの交付に要する費用は、当該写しの作成及び送付に要する費用とし、その額は、別表に定めるところによる。

2 前項に規定する費用は、前納とする。

3 法第87条第1項の規定による写しの交付の部数は、一の請求につき1部とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書（様式第13号）により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第14号）により、同条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第15号）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長)

第13条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

2 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第17号）により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送)

第14条 法第96条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送

は、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第18号）により行うものとする。

2 同項の規定による訂正請求者への通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第19号）により行うものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第15条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第20号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第16条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（様式第21号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第17条 法第101条第1項の規定による通知は、保人情報利用停止決定通知書（様式第22号）により、同条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第23号）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の延長）

第18条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第24号）により行うものとする。

2 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第25号）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第19条 法第105条第3項の規定において準用する同条第2項に規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第26号）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第20条 条例第6条の規定による運用状況の公表は、公告その他の方法により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第21号)は、廃止する。

別表(第10条関係)

区分	写しの交付の方法		金額
文書又は図画	電子複写機により用紙に複写したものの交付	単色(黒)刷り	1枚につき 10円
		カラー複写	1枚につき 50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置又は日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付		写しの作成に要する費用に相当する額に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
電磁的記録	用紙に出力したものの交付	単色(黒)刷り	1枚につき 10円
		カラー複写	1枚につき 50円
	電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付		写しの作成に要する費用に相当する額

備考

1 用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を1枚として計

算する。

- 2 文書又は図画を複写する用紙及び電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本産業規格A列3番以下とする。
- 3 この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要した額とする。
- 4 写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とし、納入通知書により納付する。

様式第1号（第2条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）（実施機関）

請求者氏名
住所又は居所 〒 _____

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する 保有個人情報 （具体的に特定し てください。）	
求める開示の実施 方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 窓口における交付 ※希望する日 _____年 _____月 _____日 <input type="checkbox"/> 送付による交付
開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※郵送で請求する場合は、加えて住民票の写しを添付してください。
本人の状況等 （代理人請求の場 合のみ記載してく ださい。）	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____年 _____月 _____日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の電話番号
代理人請求の場合 の資格確認書類	法定代理人 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 任意代理人 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第2号（第3条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示する保有個人情報 （ <input type="checkbox"/> 全部開示・ <input type="checkbox"/> 部分開示）	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の 利用目的	
開示の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 事務所における開示（閲覧又は視聴） <input type="checkbox"/> 写しの交付
(1) 事務所における開示 実施することができる 日時及び場所	期間： 年 月 日から 年 月 日まで （土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：
(2) 写しの交付による開示	準備日数： 日 写しの交付に要する費用（見込額）： 円
事務担当課	課 電話番号
備 考	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第3号（第3条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
事務担当課	課 電話番号
備 考	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第4号（第4条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課	課 電話番号
備 考	

様式第5号（第4条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日
事務担当課	課 電話番号
備 考	

様式第6号（第5条関係）

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
事務担当課	課 電話番号
備考	

様式第7号（第5条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、移送を受けた行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名: 担当者名: 所在地: 電話番号:
事務担当課	課 電話番号
備 考	

様式第8号（第6条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項用）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当課）	課 電話番号
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

様式第9号（第6条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項用）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当課）	課 電話番号
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

様式第10号（第6条関係）

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

第 号
年 月 日

（宛先）（実施機関）

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

〒

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のありました保有個人情報の開示について、
次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関する御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第11号（第6条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	課 電話番号
備考	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第12号（第9条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）（実施機関）

氏 名
住所又は居所 〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報 開示決定通知 書の番号等	文書番号 第 号 日 付 年 月 日
求める開示の 実施方法	<input type="checkbox"/> 事務所における開示 1 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 実施を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 写しの送付による開示
事務担当課	課 電話番号
備 考	

様式第13号（第11条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）（実施機関）

請求者氏名
住所又は居所 〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）
訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※郵送で請求する場合は、加えて住民票の写しを添付してください。
本人の状況等 （代理人請求の場合のみ記載してください。）	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の電話番号
代理人請求の場合の資格確認書類	法定代理人 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） 任意代理人 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第14号（第12条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
事務担当課	課 電話番号
備 考	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第15号（第12条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしない理由	
事務担当課	課 電話番号
備 考	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第16号（第13条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課	課 電話番号
備 考	

様式第17号（第13条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務担当課	課 電話番号
備 考	

様式第18号（第14条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
事務担当課	課 電話番号
備考	

様式第19号（第14条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送を受けた行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
事務担当課	課 電話番号
備 考	

様式第20号（第15条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

（実施機関）

（他の行政機関の長等）に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により、訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正請求をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
事務担当課	課 電話番号
備 考	

様式第21号（第16条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）（実施機関）

請求者氏名
住所又は居所 〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※郵送で請求する場合は、加えて住民票の写しを添付してください。
本人の状況等（代理人請求の場合のみ記載してください。）	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の電話番号
代理人請求の場合の資格確認書類	法定代理人 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） 任意代理人 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第22号（第17条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
事務担当課	課 電話番号
備 考	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第23号（第17条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしない理由	
事務担当課	課 電話番号
備 考	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第24号（第18条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課	課 電話番号
備 考	

様式第25号（第18条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
法第103条の規定（利 用停止決定等の期限 の特例）を適用する 理由	
利用停止決定等をす る期限	年 月 日
事務担当課	課 電話番号
備 考	

様式第26号（第19条関係）

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

年 月 日付けの（実施機関）に対する審査請求について、次のとおり秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等（訂正決定 等、利用停止決定 等）	
審査請求日	
審査請求の趣旨	
諮問年月日	年 月 日
事務担当課	課 電話番号
備 考	